

第1章

「寛容な占領」神話の蹉跌

はじめに

建国40周年に当たる1988年は、イスラエルにとって名実共に試練の年となった。前年末に勃発した占領地のパレスチナ住民蜂起、すなわちインティファダは、1988年を通じて衰えをみせず、国内外に大きな衝撃を与え続けた。そうした騒然たる状況の中で行われたクネセト（イスラエル国会）総選挙では、中東和平問題に対する明確な態度決定が期待されていたにもかかわらず、本質的には従来の左右拮抗が維持され、むしろ宗教勢力の台頭に見られるような社会的亀裂の深まりを印象づける結果に終わった。非シオニスト宗教勢力の伸長はイスラエル内政を一層紛糾させ、総選挙結果を受けて組閣交渉に入ったシャミル・リクード連合党首の連立工作は再々行き詰まり、難航の末に12月末になって労働党を含めた挙国一致内閣の成立を見た。こうした国内情勢に縛られてイスラエルの対外政策に立ち遅れが目立つ中、11月にはPNCがパレスチナ独立国家の樹立を宣言し、12月に入って国連ジュネーブ総会でのアラファト演説とイスラエル承認声明がなされ、これを受けてアメリカがPLOを認知するなど、イスラエルを取り巻く環境は急テンポの進展を見せた。翌1989年に生起した中国やソ連・東欧でのさまざまな変化に照らしあわせてこれを見ると、中東はまさに世界的変動期の先駆となっていたといえる。

何よりも1987年末以降のイスラエル情勢を覆ったのは、アラビア語の呼称

そのままの名で呼ばれるに至ったインティファダである。ガザ地区で生じた暴動が引き金となったパレスチナ人住民の投石等による抗議行動は、まもなく西岸に拡大、さらにはゴラン高原のドルーズ系住民やイスラエル国内のアラブ系市民の間にも部分的に波及し、事態はイスラエルの占領政策に抵抗するパレスチナ人住民の一斉蜂起の様相を呈した。インティファダは、地域単位・村落単位で自立性の強い分権的なリーダーシップの下に行われていること、銃火器によるテロではなく投石行動を主体としていること、PLO各派のみならずイスラム原理主義勢力に至るまでが統一戦線を組んでいると見られることなど、これまでの暴動や騒乱と比べて際立った特徴を持っており、1967年のイスラエルによる占領開始以来最初の本格的民族抵抗運動と呼び得る現象であった。当初、事態の拡大に困惑しつつも従来の騒乱と同様の局部的な鎮圧行動で対処しようとしていた軍政当局は、1988年1月以降方針を転換、占領地全域での警備態勢を強化して組織的にインティファダの圧殺をはかろうとした。ラビン国防相は同年9月、「(住民側の)負傷者を増やすため」鎮圧活動用にゴム弾に替えてプラスチック弾の使用を許可し、さらに、その1年後には実弾使用に踏み切ることとなる。少年層・婦人層を含むパレスチナ人の投石を主体とした抵抗に対して、銃火器の使用をも辞さない軍当局の強硬な弾圧姿勢(「鉄拳政策」)は、テレビなど映像マス・メディアを通じて広く世界に報道され、イスラエルを国際世論の非難の矢面に立たせることとなった。

しかしイスラエル国民にとってより重要な帰結は、1967年以来その占領政策が暗黙の前提としていた「現状維持」(status quo)路線⁽¹⁾の破産が明らかになったこと、そして少なくとも1980年代の初めまでは建て前としてかろうじて維持されてきたイスラエル占領当局の「実務的占領者」、「寛容な占領」あるいは「善意の支配」という政治的神話が一挙に崩壊し、占領統治の本質である党派性と状況性とが剥き出しにされたことである。客観的に事実であったか否かは別にして、いわゆる「寛容な占領」行政の下で占領地域が一定の「経済成長」を果たし⁽²⁾、また他のアラブ世界に比べて「市民的自由」の許容

範囲も格段に広い⁽³⁾という占領側の自己イメージは、和平プロセスへの対応をめぐるイスラエル国内の世論形成の上で大きな役割を果たしてきた。1967年戦争において現占領地域への軍事的進出とその確保が戦略的に「不可避」であったという議論と並んで、占領地併合への動きを批判する相対的にリベラルな人々の間でも、「寛容な占領」の神話は占領地の取得のみならず長期にわたるその保持を正当化する根拠に掲げられてきたのである。しかし、インティファダに対する占領当局の「鉄拳政策」が、投石行動の担い手である婦女子や少年層へのあからさまな暴力的鎮圧を意味したとき、あるいはまたムバーラク・アワド事件⁽⁴⁾のように非暴力抵抗運動に向けられたとき、上記のような自己欺瞞的イメージは完膚なきまでに粉碎されることになった。

もとより、当初「安全保障上の要請」によって正当化された占領地域内への入植地建設⁽⁵⁾が、その実質は1970年代に入ってからグッシュ・エムニームなどによる「不法」入植活動に象徴されるように極めてイデオロギー性の強いものであったことや、さらにリクード政権登場後はそうしたイデオロギー的根拠である「エレッツ・イスラエル」が国策として公然と掲げられるに至った経緯に明らかなおと、イスラエルの占領支配が最初から「併合」への契機を内包していた事実是否定し得ないであろう。しかし、そのような方向へのなし崩し的な傾斜が、いわゆる「和平陣営」(Peace Camp)の構築といった形でのイスラエル社会内部からの躊躇や抵抗なしに進展したわけではなかったこともまた事実である⁽⁶⁾。詰まるところ「寛容な占領」の自己イメージは、和平プロセスに展望が開けないまま外部世界との対決状況が続けてきたイスラエル社会が、占領地の「併合」と「撤退」という両極に引き裂かれまいとする心理の中で析出されてきたものであった。したがってそれは、現状維持路線を支える大きな主観的要素であったと見ることができる。

本章は、こうした占領側のイスラエル社会が構成してきた自己イメージに留意しつつ、1967年以降インティファダ勃発に至るまでの占領政策の基本方針を概観し、その変遷を跡付けようとするものである。

第1節 占領の開始

アラブ＝イスラエル紛争の文脈上、占領地問題は極めて論争的なイシューであり、その分析に際してもあらゆる用語が不可避的に固有の政治的含意を持たされる。例えば、西岸地域を「占領地」と呼ぶか「管理地域」と呼ぶか、あるいは「ジュデア・サマリア地方」と呼ぶかによって、直ちに論者の政治的スタンスが別袂され、分析はそのまま党派性を帯びることとなる。それゆえ、不必要な誤解を避けるためにも、何よりも先ず本章で意味するところのイスラエル「占領地」の内容をいったん定めておく必要がある。

ここでは、1967年の第三次中東戦争（いわゆる六日戦争）の結果イスラエル軍政統治の対象となった諸地域のうち、50年4月以降ヨルダンに併合されていた「西岸地域」と、併合こそされていなかったが48年以降エジプトの実効的支配下にあった「ガザ地区」とを指すものとし、他のシナイ半島（タバ地区を含めエジプトに返還済み）、ゴラン高原（1981年12月に事実上イスラエル領に併合）、および東エルサレム（1980年7月公式に併合）の各地域は便宜上検討の対象から除外する。ここで直接の問題とするのは、現在のインティファダの中で破産しつつあるイスラエル軍政当局（Israeli Military Government、以下IMGと略）の自己イメージの起源およびその消長だからである。同様の理由により、1967年戦争以前の係争地域についても本章で概念する「占領地」に含まれないことは言をまたない。

イスラエルの占領政策は、したがって、表見的にはヨルダンの併合支配（西岸）もしくはエジプトの実効支配（ガザ）とを引き継いだ格好で出発した。すなわちイスラエルによる占領の開始は、従前の適用法の体系的変更を必ずしも意味せず、基本的にはそれらを継承するものとなった。法制上必要とされる改編は、占領地の治安と民生とに実務行政上の責任を負うIMGの個別的命令を通じて施行されるシステムが採られたのである。ヨルダン法、委任統治令（英国法）、オットーマン・トルコ慣習法といった諸種の既存法制の効力は

存続し、IMG命令(ordinance)がこれを修正し補完する機能を果たした。IMGに対する行政上の不服申し立ては、占領地における行政審判所の機能を兼ねる軍事法廷(Military Tribunals)を第一審機関とし、その決定に不服の際にはイスラエルの最高裁判所に特別抗告を行えるものとされるなど、少なくとも理念上は法制的救済のシステムも整えられた。

これは、イスラエルが自己の占領地における法的地位を国際法上の合法的交戦当事者(lawful belligerent occupant)と規定し、ハーグ(1907年)およびジュネーヴ(1947年)の両協約に定められた諸事項にしたがって占領地を「管理」するとの立場をとったことに由来する。すなわち、主権や代表権といった根本的な政治権力の在り方が理論的には凍結されている状況の中で、「法の支配」を貫徹するための手段として上記のような措置が採られたのであった。そうした「管理」の第一線となったIMGは、ベングリオン以来「脱イデオロギー」軍隊としての威信を国内社会に確立し、政争に明け暮れるさまざまな政治勢力から超然として国防の任をのみ全うするという「聖域」的存在であったイスラエル国防軍(IDF)の直属部局であった⁽⁷⁾。もとより、当時であってもIDFが実のところ優れてイデオロギー的な要素を多々内包し、また幾つかの政争に際しては決定的に党派的な行動をとっていたことはさまざまな研究によって明らかにされている⁽⁸⁾。しかし、イスラエル社会が占領者たる自己イメージを構成するうえで、社会自体がその非党派性・中立性を伝説化していたIDFが占領行政の実務当局者となった意味は小さくない。イスラエル社会における「寛容な占領」の神話は、国際法の法理を援用した「管理占領」のイメージと、IDFが政治的に中立であるというフィクションに基づく「公正な実務的占領」のイメージとが重なったところにその端を発すると言えよう。しかしそれが単なる対外的なアプロギアという機能を越えて、イスラエルの中に向けても占領の正当化根拠として根付いていくのは、自由放任レッセ・フエールもしくは自由主義的占領路線とも呼ぶべき初期の統治政策の「成果」によるところが大きい。

第2節 「自由放任」路線

モルデハイ・ナクミによれば、占領初期のIMGの当面の方針として当時のモシェ・ダヤン国防相以下の軍幹部が暗黙裏に共有していた認識には、基本的な住民サービスの回復、経済活動の継続、雇用の確保、イスラエル人のプレゼンスの極小化、市町村自治組織との協調、イスラエルのイメージ改善、武装抵抗活動の鎮圧といった諸事項が含まれていた⁽⁹⁾。

また、ラフィク・ハラビは当時の占領政策が自明としていた基本目標として以下の3点を挙げている。すなわち(1)治安を維持し、占領地住民および占領地域内の諸組織・機関を通じて住民の日常行政、公共生活、司法事項に対する最大限の参加を調達し確保する、(2)イスラエル国家との間の安定的経済関係の構築に向けて枠組みを設定する、(3)ヨルダン川を横断する二つの橋を開放し、占領地域とアラブ世界との往来を維持する、がそれである⁽¹⁰⁾。

こうした初期のIMGに特徴的な発想は、占領地住民の政治活動に対してはこれを厳重に統制するものの、一般的な公共生活を含めた日常活動に対しては可能な限り介入を避け、努めて住民との軋轢を招くまいとするものであった。現実にはどうあれ、そこでの理論的な前提は、「管理」すべき占領地の発生は暫定的な状態であって、永続的なものとは考えないという建前にほかならない。したがって対外的には占領状態をもたらした偶発的契機のみが強調され、占領を維持し永続化するといった意図的、膨脹主義的な契機があったとしても、それらは自覚的にせよ無自覚的にせよ隠蔽されて、占領期間の不確定性やその最終的帰属の不明性によって説明されることになる。

1967年戦争でのアラブ側の完敗とイスラエル「占領」軍の進駐とは、占領地住民にとって極めて大きな衝撃であったことは言うまでもない。IMGは茫然自失の状態にあるこれら住民の混乱の中で上記一連の基本方針に則りそのプレゼンスを確立していった。イスラエル内では当時の状況を振り返って、占領直後のこうした住民の衝撃と混乱とをより有効に利用していれば、占領

地の指導層と「局地的和平」をめぐる一定の合意に達することができていたのではないかとの議論が根強く存在する。当時の一般的な雰囲気について、ハラビはつぎのように述べている。「イスラエル軍が西岸地域の諸都市に進駐した際、そこで彼らが出会ったのは新たな統治者との対話をはかろうとする伝統的地域指導層であった。ほとんどの市長たちは、富裕商人であるパレスチナ人社会の名望家出身者で、19年に及びハーシム王家支配時代にはその統治体制と密接な関係を保ってきていた人々であった。のちに占領地域において『新ヨルダン派』と呼ばれることとなるこれらの人々は、IMGとの交渉において、世知に長け、勇敢で折り目正しいといった彼ら本来の指導性を遺憾なく発揮した。同時に、(この時期の)多くのIMG当局者が慎重に選ばれた人々で、そのうちの幾人かは地域住民から敬意と賞賛とを勝ち得ていたことにも言及しておかねばならない。」⁽¹¹⁾

もっとも、占領初期の基本方針は、必ずしも体系的に検討され策定されたものではなかった。それはむしろ、占領当初のさまざまな偶発的な事件や出来事への対応の集積の中から析出されてきたと考えることができる。ことにダヤンの政策決定は往々にして直観的で脈絡がない場合が多く、複数の選択肢を上程させて合理的な検討の中から政策を決定するというスタイルでは決してなかった。ミルソンがいうように、「……(イスラエルには)例えば米国の『降伏後対日初動政策』(Initial Post-Surrender Policy for Japan)といったような占領地域における基本政策を策定した文書はなかった。またイスラエル政府もしくは国防大臣によるIMG関係者への公式の明示的政策や包括的指示といったものも与えられていなかった」のである⁽¹²⁾。実際、1967年戦争の結果は、占領された側と同様に、占領者であるイスラエル内部にも大きな混乱を生じさせており、この混乱はやがて深刻な国論の分裂を生み出していくのである。占領直後のイスラエル政治指導層の大勢は、占領地域住民との局地的和平の実現という発想を一切持たず、フセイン・ヨルダン国王やナセル・エジプト大統領からの「テレフォン・コール」を待つ姿勢に終始した。要するに彼らは、占領地問題をアラブ諸国との国家間和平交渉のバーゲニング・

ハンドとし、しかもイスラエルの側がアラブ側から働きかけられるのを待つという「勝者の受け身」を採り続けて、結果として包括的和平はもとより、暫定的、局地的な紛争の部分解決の機会をも逸することとなったのである。同時に、「六日戦争」は政治的右派と宗教的シオニストとを結び付ける決定的な契機となり、占領地を「ジューデア・サマリア地方」と呼び習わす大イスラエル主義の台頭につながるなど、イスラエル国論を大きく分断する直接の分水嶺となった⁽¹³⁾。そのような混乱と錯綜とを背景に、占領直後にはエルサレム市議会メンバーや共産党員などを含む指導的パレスチナ人住民を「追放」しておきながら、一転して各地の名望家や市長、あるいは知識人層との「対話」を求め始めるなど、当初のIMGの対応もまた混乱と錯誤に満ちていたのである。

第3節 「積極主義」路線の登場

当初期の「自由放任」路線は、しかし、時間の経緯と共により積極的な介入を唱えるオプションの導入によって徐々に背景に退くこととなる。その大きな契機が占領地域における抵抗活動の増大、特にPLOの影響力の増大にあったことは改めて指摘するまでもない。西岸地域においては、イスラエルの支配に対する抵抗はヨルダン統治時代にすでに存在していた「統治の正統性」の問題と密接に関係する形で展開された。すなわちそれは、20年近くにわたって実際の統治者であったヨルダンのハーシム王家への親近感を抵抗運動のよりどころとする流れと、1964年に結成されたPLOを運動統合の結節点としようとする流れとの二つのベクトルの対抗・癒着の発展関係として捉えられる⁽¹⁴⁾。もちろん、後者の流れにはナセリズムを奉じるもの、バース主義の影響下にあるもの、あるいは漠然とながらイスラーム的なパン・アラビズムを唱えるものなど、PLO自体の雑居性が投影されたさまざまな契機が伏在していた。IMGの占領政策は、治安面については一貫してPLO排除の論理で

貫かれていたが、自由放任路線を進めることはそのまま「すべての(占領地内の)アラブ人が、民族的な自覚に基づいて、ナショナリストであろうとする権利は争い得ない」という主張を黙認する帰結を招き、治安と民生との要請は真っ向から対立することとなる⁽¹⁵⁾。例えば占領端緒期において、占領地住民の心理を刺激しないようにするといったIMG当局の改まった(de juri)指示はなかったものの、人口集中地域への進駐軍のプレゼンスを避けようとする事実上(de facto)の努力が払われなかったわけではない。しかし、既存の軍・治安関係施設使用上の利便と、それ以上に抵抗運動圧殺のための戦術的要請といった治安上の考慮の前に、そうした住民有和への配慮は結局却下されている⁽¹⁶⁾。このように、さまざまな形で治安と民生という二つの要請の衝突例は多々見られた。その際、「自由放任」路線にしたがった初期のIMGに、治安上の要請を排して西岸住民に東岸との往来を認めるなど、一定の柔軟性が見られたのも事実である。もっともこれは、地域住民有和の一環である以上に実際上の政治的経済的利得を期待してのものであった。すなわち、人的交流だけでなく物流や財貨についても自由な行き来を認めたいいわゆる「橋梁開放政策」(“Open Bridge Policy”)⁽¹⁷⁾の主唱者であった当時のダヤン国防相が狙ったように、当時の民生政策は占領コストの極小化をはかる努力の一環であったといえるからである。とはいえ初期IMGが場合によっては民生重視の姿勢を採って治安至上主義的な圧力に抗することがあったという事実は重要である。そうした傾向は、例えば、IMGとは別個に国家治安情報部(いわゆるシン・ベト)が進めていた占領地内の情報提供者や通謀協力者などのネットワーク整備に対して、当時のIMG長官シュロモ・ガジット将軍がこれを批判して次のように述べていることにその一端が示されている。「イスラエルは誰に対しても自分を愛してくれと強制し得るなどという幻想は抱いていない。そして、誰であれ諂いや偽善、あるいは隷従といった動機からそうした行動にでることを我々が期待しているなどということは見当違いもはなはだしい。IMGにとって(占領地住民の)売国主義を助長しているという中傷ほど唾棄すべきものはない。」⁽¹⁸⁾

ところで、第三次中東戦争におけるヨルダンの関与と惨敗は、当然ながら西岸地域におけるフセイン国王の威信を少なからず低下せしめた一方、PLOにとってはアラブ世界においてと同様に占領地において重要なプレイヤーとして自らのプレステージを高める結果をもたらした。とはいえ、イスラエル占領後もヨルダン統治時代の公共機関の多くは残置され、その職員はヨルダン政府から給与を受け続けるなど、ヨルダンの影響力は日常生活レベルでは依然として存続した。しかし、イスラエルの占領によってヨルダンと西岸との日常関係はその政治的含意を著しく変質させ、ハーシム王政が1948年以降推し進めてきた西岸のヨルダン化過程すなわち東岸への強制的従属化の過程は事実上中断したのである。逆説的ではあったが、結果的にはそれが、1970年のいわゆる「黒い九月」事件などを経て、西岸地域にヨルダンとは異なる固有の地域的アイデンティティをもたらすことになった。

短期的に見れば、IMGの「自由放任」路線は上述のような客観的背景の下に、占領地域に対するPLOの影響力の浸透を容易にしていた。こうした中で、より積極的な占領政策を展開し、民生の実をあげると共に地域住民の末端までを把握して治安上の要請にも応えようとする動きが表面化する。もっともそうした発想は、初期IMGにおいても部分的に見られてはいた。占領が暫定的なものであるという建前とは別に、当時一般的だった認識は、どのような展開となるにせよ、占領地域におけるIMGの事実上のプレゼンスは長期化するだろうというものであった⁽¹⁹⁾。IMGの最大の責務が占領地域の秩序維持にあることは動かないが、同時に一定の「開発」や「雇用」の促進、あるいは生活水準の改善等をはかることで占領地住民の「民心」(hearts and minds)を獲得し、来たるべき政治的解決への交渉においてイスラエル側の主体的条件を好転させようとの意図は、既述した初期の占領方針にも一応は示されていた。さらに進んで、そこに建国期以来の空想的シオニズムの「使命感」、すなわちイスラエル側の農業、医療、教育などの分野における成果を占領地域に「導入」し、言わば占領地住民を「撫育」することで、平和共存への展望が開かれるとの楽天的なロマンティズムを見ることも可能であろう。

もちろん、現実には「開発」は住宅建設などに限られて内発的な経済発展に結びつくものは切り捨てられ、「雇用」はイスラエルへの出稼ぎを意味するなど、占領地経済はイスラエル経済への周辺化＝従属化への道を一直線に辿ることになった。しかし、積極主義的な占領政策が、当初よりこのような「善意の支配」という自己欺瞞的外皮を纏って展開していった事実には留意しておく必要がある。

第4節 二つの選挙

いずれにせよ、現実政策の上でのこうした積極主義の展開は、PLOの影響力の排除を狙った地方自治選挙の実施への動きの中に看取できる。イスラエルの占領開始と同時にヨルダン川を越えて東岸へ渡った20万人に上るパレスチナ人(1948年戦争時の難民含まず)のうちには、現職の地方議会メンバーも含まれており(ラマラ3, シルワン2, ナブルス, ビルゼト, ヤバド各1など), またドゥラとジェリコからは市長自身が東岸へ逃亡しているなど⁽²⁰⁾, IMG行政の実務上からも地方自治体の建直しは当初より大きな課題であった。ヨルダン統治期には西岸地域の市長職は、内務省に直属して「王権を代行する」地方長官(Muhafiz)によって任命される仕組みであった。これに対して、1971年末までにはIMGは、69年以来ダヤンによって主張されていた地方自治選挙を実施する決意を固めた。イスラエル側の狙いは、IMGの存在を事実上認めてこれとの交渉に応じる姿勢を明らかにしていた伝統的エリート層の路線が選挙結果によって追認され、その政治指導の正統性が「確認」されることとにあった。要するに、選挙が実現しても、従来の名望家支配の構造に大きな変動はもたらされないとの計算がそこには見られたのである⁽²¹⁾。事実、1972年に西岸地域(東エルサレムを除く)で実施された最初の地方自治選挙では、PLOのボイコット呼びかけにもかかわらず多くの立候補者が立った一方、選挙制度そのものについてはヨルダン法の規定が適用されたために若

年層・婦女子の参加が阻まれるなど、伝統的エリート層による地域住民の投票行動操作が比較的容易であると思われる状況があり、IMG側の思惑は一応の成果を収めるかに見えた。しかし、選挙結果を見れば、サマリア地方においては定数83議席中43名が、またジュデア地方においては定数109議席中65名が、それぞれ新人で占められることとなり、伝統的地域指導層と結んで民生の安定をはかろうとしたIMGの政策が必ずしも奏功したわけではないことがわかる⁽²²⁾。

にもかかわらず、選挙の実施に対する住民からの抵抗が相対的に低調であったことなどから、IMGはこの時期に至る占領政策が一応の「成功」を収めつつあるとの自信を強めた。シン・ベトによる抵抗分子の摘発・隔離が恒常化するなど、すでにこの頃から基本的な治安措置が次第に強化されつつあったのは事実だが⁽²³⁾、IMG自体は実務的占領当局としての本分を守り、「政治的に中立で高い練度と統制力を誇る」イスラエル国防軍のイメージを損なうような事態を経験することはなかったからである⁽²⁴⁾。

占領地域におけるこうした展開は、PLO指導部にとっては焦燥を募らせるものであった。占領地域から100名以上の代表が参加した1972年4月のPNCカイロ大会では、日常生活においてはIMGとの一定の関係を維持しあらゆる機会を捉えて長期的な占領への抵抗力を養うという占領地域住民の主張、すなわちいわゆる「スムード（不屈／不動）路線」の継続が一応は認められたものの、地方自治選挙の実施はアロン・プランやフセイン・プランと同様の「イスラエル＝ヨルダンの共同謀議的策動」として非難され、PLOの組織的浸透の強化が呼号されることとなった。この結果占領地におけるPLOのプレゼンスはさらに拡大され、次の1976年地方自治選挙では、ベツレヘムなど例外的な地域を除いて占領地全域において親PLO系の候補が躍進した。この選挙が実施された1976年は、グッシュ・エムニームなど極右勢力の跳梁などに示されるようなイスラエル側在野勢力の挑発姿勢が目立ち始め、また占領後急速に進展した占領地における都市化に伴った社会経済的な混乱などを背景として、特に都市部の占領地域住民とIMGとの間の軋轢が昂じていた時期であっ

た。他方でPLOの動向が国際的に注目を集め、したがって占領地域におけるPLOの人氣が急騰していた時期でもあった。また、初めて女性の参政権が認められ、その票の大部分が(イスラエル側の期待に反して)PLO系候補に集まったこともあって、22地方議会の総議席数205名のうち75%に当たる153名が新人となり、議会メンバーの40%および市長の33%が親PLO勢力で占められるに至った⁽²⁵⁾。

「新たに選ばれた指導層は、その年齢層も(指導の)スタイルも、そしてPLOによって概念された新たな(パレスチナ)国民意識を共有している点でも、大きな変化を象徴していた。ほとんどが西岸の政治生活に重きをなしてきた裕福な名望家の出身者であり、彼らの間にはイデオロギー的にも個人的にも近いものも多く、それがIMGの命令に対する(連携しての)抵抗を可能とさせる基盤となった。」⁽²⁶⁾

ガザ地区における急進化のパターンは西岸地域のそれとはやや性格を異にしていた。ガザ地区住民の大部分はパレスチナ人の戦時難民であり、1970年までには「イスラエル占領下でその物理的な困窮度は民族的被抑圧感によって一層深刻化し、両者がないまじって鬱積された不満が極めて大きな爆発につながる予兆はそこかしこですで見られていた」⁽²⁷⁾。ゲリラないしテロ活動の大きな波がIMGに向けられ、18カ月にわたって暴動状態が続けられたが、この地域の名望家出身であるラシャド・アル・シャワが、「IMGに非協力」の廉によって解任された前任者にかわって1971年1月に市長となってようやく鎮静化に向かった。シャワ自身も同様の理由で1972年10月にいったん解任されたが、75年に再び市長に任命され、82年に再度解任されるなど、ガザにおけるIMGの政策は当初より動揺を繰り返し、西岸に比べてその齟齬が目立っている。

第5節 リクード政権の誕生と占領政策

1976年の地方自治選挙で示されたパレスチナ民族自決へ向けての住民意識の高揚は、しかし、その後イスラエルにおけるリクード政権の成立とエジプト＝イスラエル和平交渉の進展といった客観情勢の中で焦燥感へと転化していく。すなわちメナヘム・ベギン率いるリクード政権は、組織的な入植活動を積極化させて既成事実を積み重ねる姿勢をはっきりと打ち出し、またエジプトとの和平プロセスの中で明らかになったいわゆるキャンプ・デービッド合意の中核をなす占領地域への「自治権」付与構想も、占領地住民が求める占領統治の終結と民族自決実現への機会を剥奪する動きと捉えられたのである。1978年に発足した「民族指導委員会」は、占領地域に広まりつつあったそのような焦燥感の中で、住民指導層が地域横断的に大同団結をはかり、客観情勢の悪化に対抗しようとする意図のあらわれと言えた⁽²⁸⁾。指導委員会には、主要都市の市長や労働組合の幹部、学生組織の代表、ジャーナリストなど多様なオピニオン・リーダーが集められ、西岸地域を中核としたが、ガザ地区の代表も加えられていた。大多数は親PLO系と目されていたが、はっきりとした親ヨルダン系の人々も少数ながら含まれていた。立場の異なるいくつもの政治勢力が互いに極く大まかな共闘を目指して誕生したこの指導委員会は、しかし、やがて占領地住民のアイデンティティを共有する固有の政治的存在として、IMGの一部からはキャンプ・デービッド合意に基づく自治権付与構想の潜在的交渉相手と目されるに至る。すなわち、リクード政権の誕生によって現実性を増したイスラエルへの併合のシナリオに占領地住民側が危機感を強めた結果成立した大同団結組織が、その主要メンバーであったヘブロン市長ファード・カワスメがサダト・エジプト大統領のエルサレム訪問を非公式に評価した言動⁽²⁹⁾に象徴されるような「穏健化」の契機を内包するものと判断され、和平プロセスのパートナーとしての要件を備えつつあると見なされたのである。しかしその場合にも、IMGは地域指導層の育成をはか

りはしたが、彼らが占領地域全体の代表者に転じることを阻止すべくさまざまな制約を加えたという側面を見逃すわけにはいかない。IMGの基本政策の中では、両者の間にははっきりとラインが引かれていたのである⁽³⁰⁾。そうした状況の中で、指導委員会のメンバー、特に市長たちは二重三重のディレンマの下に立たされることになる。一方で、PLOの路線にしたがって自分たちの言動をこれに整合させなければならず、他方で日常政治の中ではIMGとの協調を維持する必要に迫られた。しかも、ヨルダン時代からの諸機関との関係や流入資金の観点からは、ハーシム王政への対応にも十全を期さねばならない。これに加えて、入植者の挑発活動はリクード政権の暗黙のまたはあからさまな支援の下に高進の一途を辿っていた⁽³¹⁾。

以上のように、「1977年5月のリクードの政権掌握は、イスラエル国内の併合論者たちに大きな期待を抱かせるものであり、逆にそのほかの諸勢力には深刻な懸念を与えた。出自政党の如何を問わず併合論を奉じるすべての人々は、ついに彼ら『自前の』政権が出来たと信じ、この政権が占領地域において入植と開発とを進める彼らの崇高な計画に公的な裁可を与えるであろうことを信じた。逆に、占領地域の住民やイスラエルの進歩的勢力は、ベギン内閣の強硬な主張が占領地域により大規模な抑圧と土地収奪とをもたらすものとなることを恐れた」⁽³²⁾と述べられたとおりの状況があったのは事実だが、それは必ずしもIMGの政策が急転したことを意味しない。むしろ、2度にわたる選挙の例にも明らかなおり、IMGの占領政策は1970年代を通じて「自由放任」的な契機を減じ、積極的介入主義の契機を強めて徐々に変質しつつあった点が指摘されねばならない。リクードへの政権交替後も、国防相に就任したエゼル・ワイツマン将軍等によって当面は旧来の路線が継承され、急激な政策転換ははかられなかった。当時イスラエルは対エジプト和平問題を抱えており、したがって占領地域でのIMGに要請された基本姿勢は「目立たない」(low profile) ことだったからである。

第6節 「村落連合」構想

しかし、アリエル・シャロン将軍が国防相となる時期あたりから積極的介入路線が全面展開することとなる。ここに至って、すでに建前にすぎなくなっていた「自由放任」の路線は、建前でさえなくなった。しかしこの転換を担った人々が、初期IMGや積極主義萌芽期以来の「善意の支配」の概念をある意味でまると踏襲した点は重要である。その代表的な例は、ワイツマン国防相の下でIMGアラブ問題顧問を務め、また1981年IMGと切り離された民政府（Civilian Administration, 以下CAと略）が設置されると同時に、当時のアリエル・シャロン国防相によってその初代長官に任命されたメナヘム・ミルソンの議論の中に見ることができる。ミルソンがIMG占領政策の理念的なモデルになりうるとしたのは、米国による日本占領統治の例であった。ミルソンによれば、米国はその積極主義的占領政策によって日本の政治文化の転換をはかり、その目的を達成するために「あらゆる日本の（マス）メディアに対する全般的な検閲を制度化し、教育カリキュラムと学校教科書の抜本的改編を実施し、指導的人材を公職および有力な民間のポストから追放した」⁽³³⁾ということになる。これに倣ってIMGも、地域に内在する指導層の「自立的発展」を促すことを目指し、占領地域におけるPLOの影響力を一掃するための積極的介入をはかっていくべきだ、とするのである。彼にとって、占領地におけるPLOのプレゼンスはもはや第一義的にはテロや抵抗活動といった治安上の問題ではなく、その政治的な力の存在そのものの問題に転化する。

「私は、斬新でこれまでとは異なった政策の実現に努めた。占領地域のパレスチナ人たちが政治的（和平）プロセスに参加しえず、またすべきでないという前提に代えて、彼らが参加できました参加すべきであるという考えに立った。IMGが『中立』でなければならないという前提に代えて、IMGは進んでPLOの影響力を削ることに努め、また公にイスラエルを承認するパレスチナ人たちが力づけるよう努めるという考えに立った。

そこには明確な政治的目標があった。すなわちそれは、和平交渉の当事者能力を備えたパレスチナ人指導層が出現しうるような条件を整備することであった。⁽³⁴⁾

IMGの中からこのような主張が出てきた直接の要因は、言うまでもなく占領地域の既存の指導層とIMGとの間の軋轢が先鋭化しつつあったところに求められる。いまや、イスラエルは西岸地域の土地の3分の1以上を「所有」し、水資源をほぼ完全に統制するまでになっていた。さらに、「軍事的要請」の名分の下に大規模な私有地の取用が行われながら、結果的にそれらが入植地建設に供される例が頻発するなど、「併合」に向けての既成事実が着々と進行していく事態は、西岸地域の指導層にとっては到底黙視し得ないものであった。地域指導層とIMGとの軋轢は増大の一途を辿り、IMG側は住民指導層の一新をはかる機会をうかがっていた。さらに、キャンプ・デービッド合意に対するPLOの徹底的な対決姿勢は、同合意の核心部分であった占領地域における自治権付与構想の交渉の窓口となるべき相手を設定することを著しく困難にしていた。前述のカワスマの非公式発言に示されるように、サグトの和平イニシアティブに対しては、公式的な排撃のトーンとは裏腹に、当初のうちはこれに暗黙の了解を与える動きが見られなかったわけではない。しかしそのような潮流は、PLOの激しい反発とイスラエル側の強硬姿勢とによって見る間に衰退していったのである⁽³⁵⁾。こうした状況の中でIMGの結論は、何よりも先ず占領地域におけるPLOの政治的、経済的、軍事的影響力を一扫し、しかる後にこれらPLO系指導層に代えて新たな指導層 (alternative leadership) を育成してこれに自治権付与構想の交渉当事者能力を備えさせようとするものであった。ミルソンらは、いわゆる「村落連合」(Village League) 構想を推進することで、上記のような戦略目標を達成しようとした。村落連合そのものはもともと西岸地域農村部の社会的、経済的振興をはかる連絡協議のための母体であり、1976年選挙でその政治的プレゼンスを後退させていた親ヨルダン系の長老層(mukhtars)を中核的な基盤としながら、ヨルダンとの関係の深い産業資本家なども含めつつ1977年以降活動していた。当時IMG

顧問であったミルソンはこれに政治的な利用価値を認め、1981年にCA長官となつてからはその組織化を積極的に推進した。こうした政策に対する彼自身の正当化の論理は以下の言葉のうちに端的に示されている。

「……(占領地における)パレスチナ人の中の極端にラディカルな人物や団体が必ずしも『本来的な』(authentic)代表であるとは限らないということに気がつくことが重要である。より過激な手段がより本来的であるという暗黙の前提によって交渉の相手を選ぶことこそ、平和裏の解決への機会を確実に損なうやり方である。ラディカルな狂信的ビジョンの信奉者たちや、一切の妥協を排する絶対的教条の唱道者たちとの間には、合意の成立を望むことはできない。合意が可能なのは、現実から派生するさまざまな先行要件や制約条件の枠の中で作業を進める用意があり、またその政治的帰結を受け入れる用意のある人々を相手とする場合である。妥協による解決に躊躇しないそうした人々(個人であれ公的組織であれ)は、過激分子に対抗するうえで精神的にも政治的にも支援を必要としているのである。」⁽³⁶⁾

CAはPLO系の資金の占領地域への流入の阻止に努める一方、村落連合には住民からの擬似徴税権を認めて財政的基盤を作り、さらにその構成員の武装を容認するなど、親PLO色の濃い地方自治体指導層に代えて村落連合を占領地域の住民の政治的「代表」組織として認知させるべくさまざまな便宜を与えた。しかし、こうした「村落連合」路線は、占領地住民の強い反発を招いたことはいうにおよばず、イスラエル内部からも指弾を浴びることとなる。すなわち、穏健派地域指導母体の登場と認知とが局地的和平交渉への可能性を開くことによって占領地域の併合への道が遠のくことを恐れた入植者団体など右翼勢力からも、またPLO系の既存の地域指導層を交渉相手として認めるべきだと主張して「御用機関」の無用性を唱える左翼勢力からも排撃の対象とされたのである。結局、占領政策のイニシアティブをめぐるCAとIMG軍事部局との対立が顕在化したこともあって、村落連合構想はミルソンの辞任(1982年10月)と共に行き詰まり、1983年にCA長官に就任したシュロモ・イル

ヤによってその政治的活動を禁止され、最終的に挫折した。

第7節 「寛容な占領」の崩壊

村落連合構想の破綻は、同時にIMGが「善意の支配」に基づく「寛容な占領」の自己イメージを完全に喪失する契機でもあった。すでに述べたとおり、リクードは当初より「エレッツ・イスラエル」の未解放部分なかならず西岸地域の「完全な回復」を目指す姿勢を明らかにしていたが、この頃から占領支配の位置付けが（既に空洞化してはいたが）もともとの「管理占領」からあからさまな「併合準備」へと変えられた⁽³⁷⁾。政権掌握後しばらくの間ベギン政権はそうした姿勢を必ずしもそのまま具体的な政策に移すそぶりを見せなかったが、それは既に述べたように対エジプト和平の交渉上の配慮から戦術的に遅延させていたにすぎず、和平プロセスが一段落すれば入植地建設を柱とする「完全回復」すなわち併合に向けての動きが本格化するのは必至であった。「自由放任」にせよ「積極介入」にせよ、「寛容な占領」の推進者であったダヤン外相やワイツマン国防相がベギンと袂を分かち、閣僚を辞したのは、明らかに占領地政策をめぐる対立に基づくものであった⁽³⁸⁾。シャロン国防相がミルソンをCA長官に起用したのは、その議論の前段である占領地域でのPLO影響力の排除に専ら関心があったからにほかならず、後段部分の代替指導層（alternative leadership）の創出についてはそもそも興味を示していなかった⁽³⁹⁾。「エレッツ・イスラエル」は「回復」（併合）の対象であって「交渉」の対象ではないとするベギンやシャロン、あるいはシャロンの後任となったモシェ・アレンスらの立場からすれば、交渉相手を作り出す必要は全くなかったからである。

破産した村落連合構想に代わって1982年末あたりから登場し、84年の挙国一致内閣の誕生と共に前面に押し出されてきたのが、いわゆる「ヨルダン・オプション」の議論である。もともとは労働党の領土的妥協（Territorial Com-

promise)論の中で主要な位置を占めていたヨルダン・オプション論は、リクードの一部を含めて「現状維持」路線に固執する挙国一致内閣主流の間に、占領地におけるヨルダン＝イスラエルの事実上の共同統治 (condominium) の可能性を探る選択肢を派生させることとなった⁽⁴⁰⁾。いずれの場合にしても、IMGとしては交渉のパートナーたるべきヨルダンの占領地域における影響力の回復が課題となり、従来にもまして親PLO系分子の排除の必要を実感することとなった。しかしそれは、「自由放任」や「積極介入」といった過去の方針の背後に少なくとも理念としては存在した長期的、戦略的な発想に基づく認識であるよりは、日を追って厳しくなる治安情勢への短期的、戦術的な対応の帰結であった。ヨルダン・オプション論自体、「ヨルダンを占領地問題の交渉の相手とする」という以上に確固とした具体的内容のある議論ではなく、何を交渉の対象とするかについてさえ論者間で一致を見ないという状況だったからである。しかも1982年のレバノン戦争後、イスラエルによる併合への道を阻止しうる唯一の方途は反乱以外にないとの認識が徐々に占領地住民の間に浸透することとなり、占領地域の緊張は内向しながらも先鋭化の一途を辿った。結局それは、1987年末のインティファダの勃発につながっていくのである。

1984年以降、かつて参謀総長あるいは首相として「寛容な占領」に関わってきた挙国一致内閣のイツハク・ラビン国防相の下でのIMGの施策は、長期的な整合性をはかるだけの指針も余裕もなくなって、占領地域内外で生起するさまざまな事態への対症処理に終始するという「その日暮らし」の色彩を濃くした⁽⁴¹⁾。それも、全体として地域住民とのコミュニケーションをはかるよりは手っ取り早く力で押さえ込む対応に傾いていった。「飴と鞭」による統治が⁽⁴²⁾、やがて「飴」抜きで「鞭」に依存する度合いを急速に深めていったのである。このような事態に立ち至った背景には、言うまでもなくイスラエル国家そのものが直面しつつあった外交、内政、経済など各領域にわたっての政策的「行詰まり」状況があった⁽⁴³⁾。結局、和平交渉や占領地問題などの基本政策案件については事実上「凍結」を前提として発足した挙国一致内閣

の停頓的性格と、レバノン戦争および経済危機という緊急課題との前に、IMGに課せられた最大にして唯一の責務は、「その例外的な統治権力を日常的に機能させる」というにとどまったのである。

結 び

冒頭に述べたように、インティファダはいわゆる「現状維持」の可能性に寄せるイスラエル社会の幻想を粉碎した。現状維持路線の背後にあった「寛容な占領」の内実は、既にインティファダが勃発する遙か以前に空洞化され、IMGの占領地支配は抑圧的な本質を曝け出していた。インティファダのもたらした一つの帰結は、そうした事実を反駁の余地のない形でイスラエル社会の前に突き付けたところにある。「現状維持」がもはや可能な選択ではありえないとの認識は、1988年7月末、インティファダのうねりがヨルダン川を越えて東岸へ波及することを恐れたヨルダンのフセイン国王が自ら占領地域への主権放棄を宣言するに至って、動かぬものとなった⁽⁴⁴⁾。かくして、同年11月に実施されたクネセト総選挙では、現状維持を主張する政党は一党もなくなり、イスラエルの国論は占領地問題の取扱いをめぐる両極分解の様相を強めたのである。

PNCアルジェ総会が独立国家の樹立を宣言し、その後アラファトPLO議長がイスラエルの生存権を承認するなど、1988年後半に生じた中東和平をめぐる一連の展開は、インティファダという基底状況を媒介としてのみ可能であった。同時にこれらの事実は、PLOがかつてのCA長官ミルソンの主張した「合意が可能な相手」の要件を満たしつつあることを示している。実際、米国はそうした交渉当事者能力をPLOに認めて「対話」開始へと踏み切った。イスラエル国内でも、インティファダ以前には20%に満たなかったPLOとの交渉可能性肯定派がアルジェ決議／アラファト声明後には54%に達した⁽⁴⁵⁾。しかし、逆にイスラエル社会自体が、20年以上にわたる占領統治

を通じて(ミルソンの言葉を借りれば)「ラディカルな狂信的ビジョンの信奉者たちや、一切の妥協を排する絶対的教条の唱道者」の政治的プレゼンスを拡大させ、自らの交渉当事者能力を大きく後退させてきている。そうした経緯は、そのまま「寛容な占領」イメージの空洞化の軌跡でもあった。「当事者能力」の逆転という意味において、1988年総選挙の結果新たに構成されたリクードと労働党との連合政権が、両党間の合意事項として「三つのノー」、すなわちPLOとの対話拒否、パレスチナ国家承認拒否、1967年戦争以前の国境線への撤退拒否とを確認したという事実は、67年戦争直後にアラブ側が採択した「三つのノー」に照らし合わせるとき、まことに不幸な歴史の皮肉であると言わねばならない。それは、インティファダが占領地域住民から恐怖心を取り除き、占領者イスラエルの側にそれを植え付けたという逆説と同様に、中東和平問題の現在を象徴し照射している。

〔注〕 _____

- (1) イスラエル政治において「現状維持」の観念は、主として世俗勢力=宗教勢力の対立を止揚するための建国当時の紳士協定を意味する場合と、専ら国家戦略上の政治姿勢を意味する場合とに用いられることが多い。ここでの「現状維持」路線とは、もとより後者の用法より演繹されるものであるが、具体的には占領地の将来的地位を確定する如何なる判断も棚上げにして「事実としての占領」状態を続けようとする政策路線を示す。この路線に従う限りイスラエルは、「併合」オプションに伴って予想される占領地住民への市民権付与といった政治的圧力を回避し、しかもなお土地権益や市場あるいは労働力供給源としての占領地域の経済機能を享受しようとの認識がそこには見られるのである。占領地の現状維持オプションについて詳しくはJCSS Study Group, *The West Bank and Gaza: Israels Options for Peace*,テルアビブ, Tel Aviv University, 1989年, 21~41ページ, およびShalev, A., "Status Quo or Autonomy?," A. Hareve編, *Can the Palestinian Problem Be Solved?*,エルサレム, Van Leer Jerusalem Foundation,1983年, 63~79ページを見よ。
- (2) 占領後1970年代半ばまでは、西岸のGNP成長率は年率平均14%の伸びを示し、以降80年代半ばまでの時期には(落ち込んだとはいえ)年率平均7%を維持している。西岸の経済成長について詳しくはPeretz, D., *The West Bank: History, Politics, Society, and Economy*, ボールダー, Westview, 1986年,

109～120ページ、あるいはBenvenisti, M., *The West Bank Data Base Project: A Survey of Israel's Policies*, ワシントン, American Enterprise Institute, 1984年などを参照のこと。

- (3) こうした認識は、右派(対アラブ強硬派)のみならず和平陣営と呼ばれる穏健派に至るまで基本的に共有されていたと考えてよいであろう。例えば、1984年3月に開かれた中東和平期成国際センター主催のイスラエル＝パレスチナ対話集会(東エルサレム)でのイスラエル側参加者の発言を子細に検討すれば、そこにこうした集会を持ち得ること自体がイスラエルのデモクラシー尊重・人権重視の表われであるという共通の自負を読みとることはさして難しい。集会全体を貫くそのような雰囲気のパレスチナ人側の苛立ちを募らせて、多くの場合議論をすれちがいに終わらせていることにイスラエル側の発言者は気付いていないのである。シュロミット・アロニ、エラザール・グラノット、ヨッシ・サリドラの穏健派国会議員、イエホシアウ・ハルカビ、サウル・フリートランダー、ヨーラム・ベン＝ポラー、ヨハナン・ベレスといった著名な学者、ヒレル・シェンケル、ハイム・シュールら和平陣営の代表的ジャーナリストなど、イスラエル側の参加者がいずれも名だたる和平論者であることを考えれば、このような心理的態度が政治的立場の左右を問わずイスラエル国民一般に浸透していたと見るべきであろう。この集会の内容について詳しくはICPME, *Israeli-Palestinian Dialogue 15-17 March 1984*, ICPME Proceedings 3, テルアビブ, 1984年を見よ。
- (4) ムバーラク・アワドは1944年エルサレム生まれのパレスチナ人。1969年渡米し、米市民権を取得。1983年エルサレムに戻りパレスチナ非暴力センターを開設、同センターの所長としてイスラエル占領当局に対するガンジー方式の非暴力抵抗運動を唱道した。イスラエル政府は1987年11月、アワドのビザ更新を拒否し、また同年末のインティファダ勃発以降はアワドを煽動者の一人と見なして拘禁し国外退去を命じた。アワドはこれを不服として最高裁に抗告、イスラエル国内でも政府決定をめぐる賛否両論が渦巻いた。アワド本人が獄中でハンガーストライキを行うなどの一連の展開はインティファダの推移と併せて広く欧米に報道され、1988年5月までには事件は国際的な注目を集めるまでに至った。しかし、シュルツ米務長官のイスラエル政府への抗議や欧米国際世論のアワドへの同情的論調の高まりにもかかわらず、イスラエル最高裁は1988年6月5日、抗告棄却を決定し、結局ムバーラク・アワドはイスラエルを強制退去させられて米国へ移った。
- (5) 1967～77年の西岸地域入植地の建設は、原則的には当時労働党の重鎮であったイガル・アロンが唱えたいわゆる「アロン・プラン」の枠内に取められており、イスラエル政府も少なくとも対外的には安全保障上の要請を入植地建設の理由として前面に掲げていたのは事実である。もっとも、実際には土地収奪が

- 一貫した動機であったとする議論も多い。Matar, I., "Israeli Settlements and Palestinian Rights," N. Aruri編, *Occupation: Israel over Palestine*, ロンドン, Zed Books, 1984年, 121ページ。
- (6) この点については池田明史「イスラエルの和平勢力：シャローム・アクシャブをめぐる」(『現代の中東』第2号, 1987年3月, アジア経済研究所)を参照されたい。
- (7) IMGの法的地位の問題については, Shamgar, M., "Legal Concepts and Problems of the Israeli Military Government: The Initial Stage," Shamgar編, *Military Government in the Territories Administered by Israel 1967-1980*, Legal Aspects Vol. 1, エルサレム, Hebrew University; Harry Sacher Institute, 1982年を見よ。
- (8) 例えばPeri, Y., *Between Battles and Ballots: Israeli Military in Politics*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1983年, 70~100ページを見よ。
- (9) Nachumi, M., "Policies and Practice of Occupation," *New Outlook*, 1968年, 29~31ページ。
- (10) Halabi, R., *The West Bank Story*, ニューヨーク, Harcourt Brace & Javanovich, 1981年, 54ページ。
- (11) 同上書, 51ページ。
- (12) Milson, M., "How not to Occupy the West Bank," *Commentary*, 1986年4月号, 17ページ。
- (13) 「六日戦争」の政治的インパクトについてはRoth, S.J.編, *The Impact of the Six-Day War: A Twenty-year Assessment*, ロンドン, Macmillan, 1988年が詳しい。邦文では池田明史「現代イスラエルにおける宗教的尖鋭主義」(『中東レビュー'89 パレスチナ人の蜂起』アジア経済研究所, 1989年), 58~83ページのほか池田明史編『現代イスラエル政治——イシューと展開——』アジア経済研究所, 1988年, 所収の各論文を参照されたい。
- (14) パレスチナ人の抵抗運動について本章で特に参照した英文文献は以下のとおりである。McDowall, D., *Palestine and Israel*, ロンドン, I. B. Tauris & Co., 1989年/Ajami, F., *The Arab Predicament*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1981年/Hudson, M.C., *Arab Politics*, ニューヘブーン, Yale University Press, 1977年/Cobban, H., *The Palestinian Liberation Organisation*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1984年/Sicker, M., *Between Hashemites and Zionists*, ニューヨーク, Holmes & Meier, 1989年/Shemesh, M., *The Palestinian Entity 1959-1974: Arab Politics and the PLO*, ロンドン, Frank Cass, 1988年。
- (15) Milson, M., "How to Make Peace with the Palestinians," *Commentary*, 1981年5月号, 25~35ページ。

- (16) 初代軍政府長官(1967~74年) シュロモ・ガジット少将とのインタビュー(1988年9月に実施)による口述資料。
- (17) 対象となった橋梁はアレンビー橋およびグミア橋の2カ所で、1976~78年には30万人、82年には38万人のパレスチナ人が西岸=東岸を往来することとなった。占領地が他のアラブ世界との連絡を維持することについては、治安政策上の問題が残るものの、イスラエルに実際的な利得をもたらすと考えられた。すなわち、社会的には占領地住民の移出拡大が期待でき、経済的にもアラブ側の資金が流入してイスラエル側の占領地経営に伴う財政負担が軽減されると見られたのであった。
- (18) Milson, "How not to Occupy……," 19ページ。
- (19) Rafael, "Twenty Years in Retrospective: 1967-87," Roth編, 前掲書, 6ページ。
- (20) Ma'oz, M., *Palestinian Leadership in the West Bank*, ロンドン, Frank Cass, 1984年, 73ページ。
- (21) 同上書, 102~106ページ。
- (22) 同上書, 118ページ。
- (23) Nazzal, N., *Policies of the Israeli Occupation in the West Bank*, Working Paper No. 46, ワシントン, Wilson Center, 1983年, 3~5ページ。
- (24) この点についてはLuttwak, E.; D. Horowitz, *The Israeli Army*, ロンドン, Allen Lane, 1975年, 305ページやPeri, 前掲書, 90~93ページなどのほか, Tevet, S., *The Curse of the Blessing*, テルアビブ, Shocken, 1969年を参照のこと。
- (25) Ma'oz, 前掲書, 135~139ページ。
- (26) Nazzal, 前掲書, 6ページ。
- (27) Halabi, 前掲書, 7ページ。
- (28) Ma'oz, 前掲書, 162~183ページ。
- (29) Halabi, 前掲書, 125ページ。
- (30) Ma'oz, M., *HaManigut HaPalestinit Bagada HaMaaravit* (ヘブライ語), テルアビブ, Reshafim, 1985年, 109ページ。
- (31) ベギン政権の入植地政策についてはDemant, P., *Israeli Settlement Policy Today*, *MERIP Report*, 第116号, 1983年7-8月号, 3~13ページを見よ。また入植者の挑発行動やその背景に関しては, Newman, D.編, *The Impact of Gush Emunim*, ロンドン, Croom Helm, 1985年所収の諸論文が示唆に富む。
- (32) Aronson, J., "Israel's Policy of Military Occupation," *Journal of Palestinian Studies*, 第7巻第4号, 97ページ。
- (33) Milson, "How not to Occupy……," 19ページ。
- (34) 同上論文, 21ページ。

- (35) Yitzhaki, A., "Milson's Year on the West Bank," *Middle East Review*, 第18巻第2号, 1985/6年冬期号, 39ページ。
- (36) Milson, "How to Make Peace……," 35ページ。
- (37) この間の経緯についてはNazaalおよびAronsonの前掲各論文のほか, Ryan, S., "Plans to Regulate the Occupation," Aruri編, 前掲書, 361~375ページ, および Lustick, I.S., "The West Bank and Gaza in Israeli Politics," S. Heydemann編, *The Begin Era*, ポールダー, Westview, 1984年, 79~96ページ, なども同様に評価している。
- (38) Weizman, E., *The Battle for Peace*, ニューヨーク, Bantam Books, 1981年, 385~389ページ/Silver, E., *Begin: A Biography*, ロンドン, Weidenfeld & Nicolson, 1984年, 212ページ/Chapman, A., *Begin's Israel Mubarak's Egypt*, ロンドン, W.H. Allen, 1983年, 122ページなどを見よ。
- (39) Yitzhaki, 前掲論文, 41ページ。
- (40) ヨルダン・オプションの諸類型についてはPeretz, 前掲書, 127~130ページ/Heller, M., "Two Variations on the Jordanian Option," Hareven編, 前掲書, 79~90ページを参照のこと。
- (41) 「その日暮らし」路線の名は, この時期の軍政府長官シュムエル・ゴレン少将自身の表現に由来する。
- (42) 「鞭」とは軍政府による治安制裁ないし予防措置, すなわち逮捕・拘禁・投獄, 強制疎開, 家宅破壊, 国外追放などを含む強制手段であり, 「飴」とは民政府による便宜供与(事例によって異なる)を意味するが, ラビンの国防相就任以降は民政府のイニシアティブは後退し, インティファダの勃発とこれに対する「鉄拳政策」の採用とによって「飴」となるべき民政府の存在それ自体が事実上有名無実化してゆくのである。
- (43) 池田編, 前掲書所収の諸論文および『中東レビュー'89』(前掲)所収の清水学『『インティファダ』のなかのイスラエル経済』を見よ。
- (44) 例えば1989年春に公表されたテルアビブ大学ジャフィ戦略研究センターの報告書別冊*Israel, the West Bank, and Gaza: Toward a Soution*は, こうした認識を明確に示している。
- (45) 1989年2月, アジア経済研究所で行われた国際ワークショップでの主題講演で発表された数値である。発表者はEdy Kaufman博士(ヘブライ大学トルーマン記念平和研究所長)。調査はアジア経済研究所とトルーマン研究所の特別共同研究作業の一環として実施された。この共同研究の成果については詳しくはKaufman; Abed; Ikeda, *Intifada and Peace Process*, JRP Series No. 74, アジア経済研究所, 1989年を参照されたい。